

**十勝勤医協老人保健施設ケアセンター白樺
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程**

(事業の目的)

第1条 医療法人十勝勤労者医療協会が開設する十勝勤医協老人保健施設ケアセンター白樺（以下「当施設」という）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、医師、理学療法士、その他の職員（以下「職員」という）が、要介護又は要支援状態にある利用者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 当施設の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに従事する職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- ①利用者が生きてきた歴史を尊重し、人間としての尊厳を失わないケアをめざす。
- ②明るく家庭的な雰囲気、そこにいることでほっとできるような施設、また、強制のない自由を重んじた生活の保障をめざす。
- ③生活そのものをリハビリと考え、障害があっても「普通」の生活を手助けすることで機能の維持・回復をめざす。
- ④生活がマンネリ化しないように楽しめる様々な行事を地域の力を借りつつ企画する。
- ⑤地域の子どもや高齢者が遊びに来てくれる施設をめざす。
- ⑥より豊かなケアをめざすため、ボランティアを重視する。
- ⑦介護老人保健施設の役割と各種社会資源を活用し、障害を持つ利用者と家族の支えとなる役割を果たす。

(当施設の名称等)

第3条 事業を行う当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称：十勝勤医協老人保健施設ケアセンター白樺
- (2) 所在地：帯広市白樺16条西2丁目

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に勤務し通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。なお、職員数は、厚生労働省が定める基準を下回らない人員を置くものとするが、必要に応じて増員、または他の職員を置くことができる。

- (1) 管理者（施設長） 1名（医師が兼務）
管理者は、業務の管理のために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 4名（常勤兼務1名、非常勤専従3名）
医師は、利用者の病状・障害の診察、運動機能検査、作業能力検査を行う。
- (3) 理学療法士 6名（常勤兼務5名、非常勤兼務1名）
- (4) 作業療法士 2名（常勤兼務2名）
理学療法士、作業療法士は、利用者の要介護・要支援状態の軽減又は悪化防止のためにリハビリテーションを行う。
- (5) 看護職員 2名（常勤専従1名、常勤兼務1名）
看護職員は、利用者の健康管理を行う。
- (6) 介護職員 14名（常勤専従4名・非常勤専従10名）
介護職員は、利用者の日常生活の支援を行う。
- (7) 管理栄養士 2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）
食事内容の立案、栄養管理等を行う。
- (8) 調理員 7名（委託7名）
食事の調理を行う。
- (9) 事務職員 1名（常勤兼務1名）

事務職員は、通所リハビリテーション運営に必要な事務業務を行う。

(10) 運転員 5名（非常勤専従5名）

運転員は、利用者の送迎を行う。

その他、必要に応じた職員等の配置を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 提供時間Aは月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日を除く。

提供時間Bは月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間

ア 事務窓口の営業時間 午前8時45分から午後5時までとする。

イ サービス提供時間A 午前9時から午後3時30分までとする。

サービス提供時間B 午前10時から午前11時30分、午後2時から午後3時30分までとする。

（事業の内容）

第6条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

(1) 通所リハビリテーション計画に基づく通所リハビリテーションの提供

(2) 介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護予防通所リハビリテーションの提供

(3) 食事提供

(4) 入浴（一般浴・特殊浴）

(5) 医学的管理・看護

(6) 介護

(7) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(8) 相談援助サービス

(9) 行政手続代行

(10) その他

（通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成等）

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。

2 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（利用料等）

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 食費は1食600円とする。

3 おむつ代は実費とする。必要な方は原則として持参して頂く。

4 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行った場合は、1回につき1kmあたり30円を徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及び家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（利用定員）

第9条 1日に通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は提供時間Aは60名とする（介護予防通所リハビリテーションの定員を含む）。

提供時間Bは各20名とする（介護予防通所リハビリテーションの定員を含む）。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、帯広市区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第 11 条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用にあたり、利用者は次の事項を守るべき事項とする。

- (1) 当施設では職員の指示に従う。
- (2) 喫煙は決められた場所で行い、防火・防災に努める。
- (3) 多額の金銭等、貴重品は持ち込まない。
- (4) 当施設での金銭の貸し借り、商行為、賭け事、宗教等への勧誘を禁ずる。
- (5) 宗教・思想・習慣の相違等で他人を排撃してはならない。
- (6) 当施設の秩序、風紀を乱し、又は安全及び衛生を害してはならない。

(非常災害対策)

第 12 条 当施設は、非常災害に備え消防計画を作成し、年 2 回避難訓練を実施する。また、当施設の防火管理責任者による巡回点検を実施する。

(身体の拘束等)

第 13 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、利用者及び家族に説明し、同意を得た上で、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を行う

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 当施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を確保し、また適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当施設は、職員でなくなったものが業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人十勝勤労者医療協会と当施設の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、2000年 4月 1日から施行する。

2002年 11月 28日	一部改定	2010年 7月 1日	一部改定
2003年 7月 1日	一部改定	2010年 9月 1日	一部改定
2004年 4月 1日	一部改定	2010年 10月 1日	一部改定
2004年 12月 1日	一部改定	2011年 1月 1日	一部改定
2005年 10月 1日	一部改定	2011年 4月 1日	一部改定
2006年 4月 1日	一部改定	2011年 5月 1日	一部改定
2006年 6月 1日	一部改定	2014年 4月 1日	一部改定
2006年 7月 1日	一部改定	2014年 6月 1日	一部改定
2006年 8月 1日	一部改定	2014年 6月 23日	一部改定

2006年10月	1日	一部改定	2014年	9月	1日	一部改定	
2007年	1月	1日	一部改定	2014年10月	1日	一部改定	
2007年	2月	1日	一部改定	2015年	4月	1日	一部改定
2007年	4月	1日	一部改定	2015年	5月	1日	一部改定
2007年	5月	1日	一部改定	2015年	6月	1日	一部改定
2007年	6月	1日	一部改定	2015年	8月	1日	一部改定
2008年	4月	1日	一部改定	2016年	4月	1日	一部改定
2008年	6月	1日	一部改定	2016年	5月	9日	一部改定
2008年	7月22日	一部改定	2017年	4月	1日	一部改定	
2008年	9月	1日	一部改定	2017年	4月24日	一部改定	
2009年	4月	1日	一部改定	2018年	4月	1日	一部改定
2009年	5月	1日	一部改定	2018年	4月23日	一部改定	
2009年	6月	5日	一部改定	2018年10月	1日	一部改定	
2009年	9月24日	一部改定	2018年12月	6日	一部改定		
2009年10月	1日	一部改定	2019年	4月	1日	一部改定	
2010年	1月	1日	一部改定	2019年	4月22日	一部改定	
2010年	4月	1日	一部改定	2019年	8月	1日	一部改定
2010年	5月	1日	一部改定	2024年	3月	1日	一部改定
2010年	5月10日	一部改定	2025年	3月	1日	一部改定	
2010年	6月	1日	一部改定				